

# 伊豆市ひとり親移住 定住促進補助金のご案内 (引越し補助事業)

伊豆市



# 伊豆市ひとり親世帯引越し等支援事業補助金について

伊豆市では、ひとり親の移住定住の促進を図るため、ひとり親世帯が引越し等のために要した費用に対し、予算の範囲内において補助金の交付を行います。

補助の対象になるか  
チェックしてみましょう！

## 補助対象者

- 1 伊豆市に住所があり、同居する18歳以下の子どものあるひとり親であること。
- 2 市内の旅館、医療、介護業のいずれかに新規に就業するため転入または転居したこと。
- 3 市内に2年以上居住する意思のあること。
- 4 居住する世帯員が市町村税、上下水道使用料、保育料、授業料等を滞納していないこと。
- 5 生活保護による住宅扶助を受けていないこと。
- 6 伊豆市暴力団排除条例（平成24年伊豆市条例第2号）第2条に規定する暴力団員等でないこと。
- 7 転勤、入学、通学の理由による転入ではないこと。
- 8 過去にこの補助金を受けていないこと。

チェック

## 補助金額

この補助金の対象となる経費は下記のとおりとなります。引越しに要した対象経費と限度額を区分ごとに比較して、いずれか少ない額の合算額を交付します。

区分	補助対象経費	補助限度額
引越しに係る費用	引越し業者または運送業者への支払経費	10万円
初期費用	1. 敷金 2. 礼金 3. 仲介手数料 4. 初回保証料等これに類する費用	15万円

## 申請方法

この事業の補助金を受けるには、**新規就業した日から3カ月以内**に下記の書類をそろえて市役所地域づくり課（本庁）までご持参ください。

- 1 伊豆市ひとり親世帯引越し等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）
- 2 世帯員全員の住民票（続柄記載のあるもの）
- 3 戸籍全部事項証明書
- 4 物件の賃貸借契約書の写し（賃貸借の場合）
- 5 引越しに係る費用の支払い実績のわかる書類（領収書の写しなど）
- 6 世帯員全員の直近3年間の納税証明書
- 7 勤務証明書

チェック

必要書類をチェックしましょう！

## 補助金の交付決定

補助金の交付申請があった場合、市がその内容を審査し、伊豆市ひとり親世帯引越し等支援事業補助金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知します。

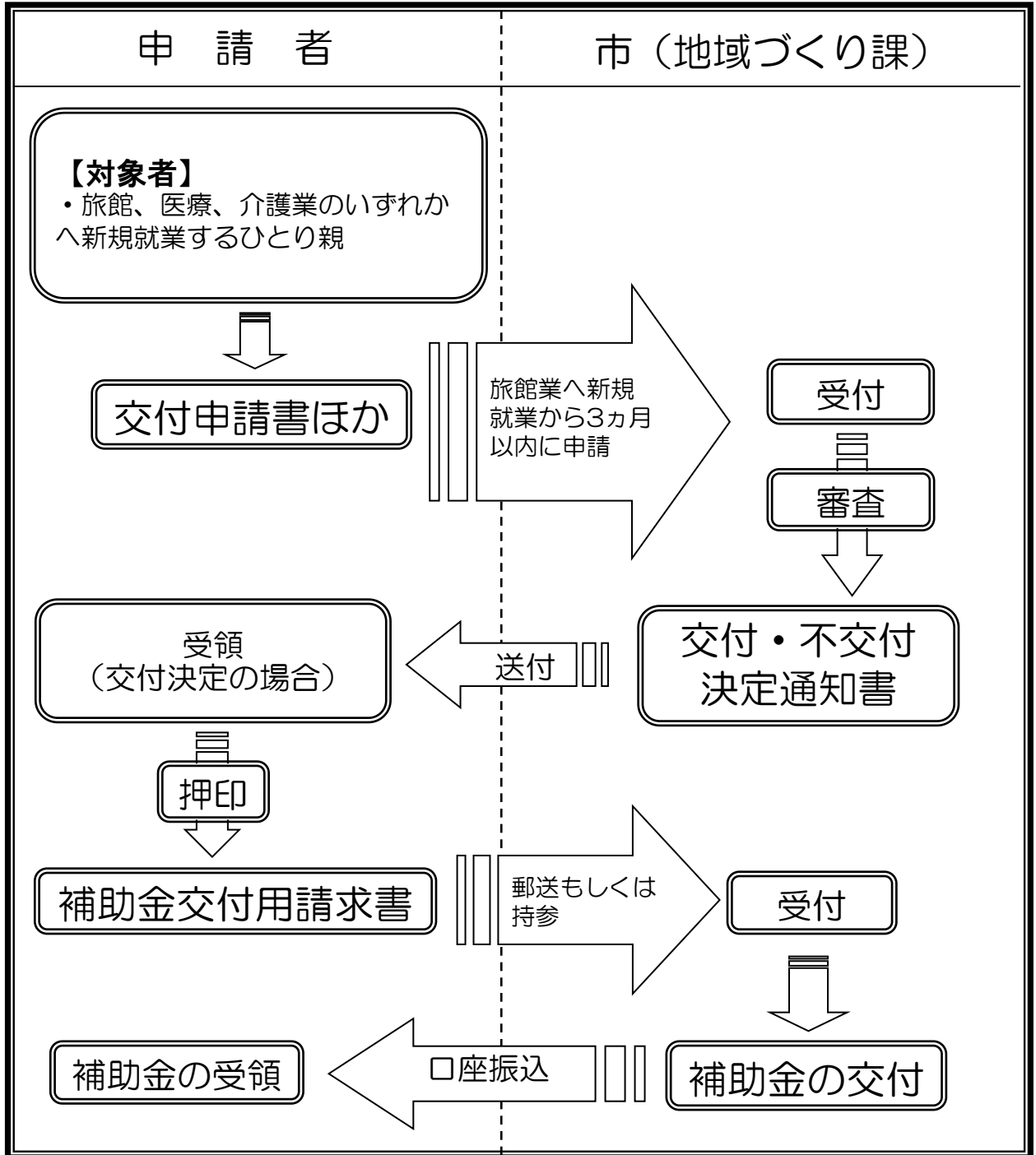
## 補助金の請求

補助金の交付決定を受けた者は、伊豆市ひとり親世帯引越し等支援事業補助金交付請求書（様式第3号）に捺印して市役所地域づくり課へ提出してください。請求書が提出された後、市は補助金を交付します。

## （注）補助金の返還

- 1 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者に対して、交付した補助金の全部または一部の返還を命ずることができます。
- 2 補助金の交付を受けた者が、採用の日から1年を超えて市内に居住できなかった場合は、速やかに伊豆市ひとり親世帯引越し等支援事業補助金返還届出書（様式第4号）により市長に報告し、補助金の一部を返還しなければなりません。  
この場合の返還額は、補助金交付決定額を2で除した額となります。

伊豆市ひとり親世帯引越し等支援事業補助金  
申請手続きの流れ



問い合わせ 〒410-2413

伊豆市小立野38-2

伊豆市役所 総合政策部 地域づくり課

TEL 0558-74-3066 FAX 0558-74-3067

E-mai kikaku@city.izu.shizuoka.jp